

「無線局の変更等申請及び変更届出、免許状の訂正申請、無線局免許の承継届出又は記載事項の変更届出を同時に行う場合の申請（届出）書の特例様式」の記載要領

- 注 1 該当しない手続きの申請書又は届出書の表記は必要に応じて削除することができる。
- 2 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる無線局に係る変更の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
 - 3 該当する□にレ印を付けること。
 - 4 記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。
 - 5 1 の欄は、次によること。
 - (1) 住所の欄は、日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市町村の記載は要しない。
 - (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地进行を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
 - 6 2 の欄は、次によること。ただし、無線局の工事設計等の変更の許可申請又は届出、無線局の変更等の許可申請、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事の届出又は無線局の周波数等の指定の変更申請を行わない場合においては、この欄の記載は要しない。
 - (1) ①の欄は、免許規則第 2 条第 1 項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第 25 条第 7 項において準用する第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請（届出）する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあっては、免許規則第 2 条第 5 項第 4 号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号（識別信号の指定の変更の場合にあっては、希望する識別信号）を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあっては、予備免許通知書の番号）を記載すること。
 - (4) ④の欄の記載は、次によること。
 - ア 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請（届出）をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ウ 免許状訂正申請を行う場合に限り、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

7 3の欄は、無線局免許の承継届出を行う場合に限り記載すること。

(1) ①の欄は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

(2) ②の欄は、次によること。

ア 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。なお、申請（届出）者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載することとし、国籍等の欄の無の□にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

イ 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれかにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別表として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

(ア) 議決権に関する事項

区分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者

をいう。

(注 7) (F) の欄は、(B) に記載した株式数又は議決権の数に対する (C)、(D) 又は (E) の比率を記載すること。この場合において、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記載すること。

(注 8) (F) を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

(イ) 代表者

フリガナ	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
氏名				
			☐ 有 ☐ 無	

(注 1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

(注 2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの) を記載すること。

(注 3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

(ウ) 役員

役員の総数 名 (A) (代表者 名、その他役員 名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数 名 (B)
外国人等役員比率 % ((B) / (A))

(注 1) 外国人等役員比率は、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記載すること。

(注 2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

(3) ③ の欄は、該当する添付書類の □ にレ印を付けること。

8 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの (書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの) とする。

9 申請 (届出) 書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。